

「普通倉庫荷役料率表」

令和 8 年 4 月 1 日

株式会社農協物流わかやま

(1) 基本料率

① 庫入又は庫出料金

(1トンにつき、単位 円)

大 区 分	中 区 分	料 金
ユニタイズ貨物	コンテナ実入	320～ 590
	コンテナ空	270～ 500
	パレタイズ貨物	590～ 890
	そ の 他	510～1,040
包 装 品	袋 物	720～1,380
	ベ ー ル 物	750～1,240
	た る 物	610～ 820
	雑貨・機械類・モーターサイクル	710～1,280
	農水産物・製茶・コルク	810～1,100
	そ の 他	1,140～1,700
有 姿 貨 物	非 鉄 金 属	960～1,300
	タイヤ・巻取紙・木材・鋼材・石材	580～ 990
ば ら 貨 物		570～1,060
そ の 他	家庭用電気・ガス石油器具	740～ 990
	そ の 他	1,440～2,380

② ばら貨物の舁揚―袋詰―庫入作業料金

(1トンにつき、単位 円)

米、小麦	1,740～2,360
メイズ、マイロ、大豆、大麦	2,080～2,830

③ 庫出コンテナ詰又はコンテナ出し庫入作業料金

1 トンにつき

1,800～2,700 円

(2) 割増料率及び割引料率

①割増料率

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	17 時から 21 時 30 分までの間における荷役	基本料率の 6 割増
土 曜 日 荷 役	土曜日 (当該週の月曜日から金曜日までの間で国民の祝日 (振替休日) がある場合における土曜日を除く。)における荷役	基本料率の 6 割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料率の 10 割増

②割引料率

種 別	内 容	割 引 率
大口数量割引	荷主からの 1 荷役引受において、同一貨物の量が 1,000 トン以上の場合	1,000 トン以上～3,000 トン未満 全量 基本料金の 5%割引
		3,000 トン以上 全量 基本料金の 7%割引
長期大量取扱	同一荷主から 3 ヶ月以上の長期契約に基づき、1 回当たり 3,000 トン以上の荷役を 1 ヶ月に 2 回以上、3 ヶ月連続して引き受けた場合	1 回当たり 3,000 トン以上の荷役につき 基本料率の 5%割引

(3) その他の料金

①特殊荷役料率

はい替 庫入又は庫出料率の 8 割

仕 分 庫入又は庫出料率の 3 割

看 貫 庫入又は庫出料率の 3 割 (計量器使用、検量立会人の費用は含まず。別途実費申し受けます。)

仮 置 庫入又は庫出料率の 3 割

倉移し 庫入又は庫出料率の合算額

②量目調整料 実費

③待機料

1 名 1 時間につき 2,500 円

④トラック積卸手伝料金

庫入又は庫出料率の 5 割以内

(4) 個別に協議して定める料金

- ①特殊な貨物（特大品、変質、発熱、塵埃、悪臭、汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）の荷役、又は特別な荷役（荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等）の場合は、基本料率のほかに、荷主と協議の上決定した金額を申し受けます。
- ②荷主の要求により検品、改装、改梱、見本採取、特殊仕訳、マーク刷、エフ付、詰合せ、詰替えその他の作業を行った場合には、荷主と協議のうえ別途実費を申し受けます。
- ③荷主の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、荷主と協議のうえ別途実費を申し受けます。
- ④天災等特別の事由により、労働者の確保が著しく困難なときは、一定の期間を限り荷主と協議のうえ特別料金を申し受けることがあります。
- ⑤高価品の明告ある貨物、危険品貨物は、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受けます。
- ⑥荷主の要求により、電算機その他の機器を使用して特別な事務処理等を行う場合は、荷主と協議のうえ決定した金額を申し受けます。
- ⑦本料率表に記載のない事項については、その都度荷主と協議のうえ決定した金額を申し受けます。

(6) 料率の適用

① 料金の計算

イ. 計算トン数（コンテナを除く。）は、重量 1,000 キログラムをもって 1 トンとして計算したトン数又は体積 1.133 立方メートルをもって 1 トンとして計算したトン数のいずれか大なる方とする。

なお、慣例により計算トン数の算出に当たり重量に一定の係数を乗じて得た数値を使用している場合には、その例による。ただし、次の場合の係数は、それぞれの定めるところによる。

() メイズ、マイロ、大豆、大麦の撒解揚一袋詰一庫入作業 1. 0

() 袋物のメイズ、マイロ、大豆、大麦 1. 2

() 袋物のペレット状飼料 1. 3

() 袋物のふすま 1. 8

ロ. コンテナの計算トン数は、実入、空とも 20 フィート型は 1 個当たり 32 トン、40 フィート型は 1 個当たり 48 トンとする。20 フィート型未満のコンテナは、20 フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35 フィート型及び 45 フィート型等は 40 フィート型と同じとする。

ハ. 1 個の体積が、0.025 立方メートルに満たない貨物は、1 個の体積を 0.025 立方メートルとして計算して計算トン数の算出をする。

ニ. 割増料率又は割引料率が重複する場合は、基本料率にそれぞれの割増率または割引率を乗じて得た額を基本料率に加算し、又は基本料率から差し引く。また超過距離荷役が重複する場合には、その割増額を基本料率に加算する。

ホ. 庫入又は庫出 1 回の料金の総額が 800 円に満たないときは、800 円を申し受けます。

② その他の料率の適用

イ. 待機料

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては、８時３０分、半夜荷役にあつては１７時００分）以降における本船入港待又は天候若しくは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては８時３０分から１７時００分までの間、半夜荷役にあつては１７時００分から２１時３０分までの間に発生した待機時間について、適用する。

ただし、待機事由が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限り適用する。

ロ. 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用する。ただし、これ等の場合が倉庫業者の責に帰さないものであるときに限り適用する。

（イ）荷役手配の取消の場合

- a. 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の１５時）以降２時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用する。
- b. 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の１５時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用する。

（ロ）半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は少量作業若しくは荷役待機等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金に満たない場合は、当該の最低料金を適用する。

（７）消費税等の加算

（１）から（６）までによって計算した料金の総額に消費税（地方消費税を含む）に相当する金額を別途加算します。ただし、保税蔵置場に蔵置中の輸出入貨物に係る料金については、この限りではありません。

適 用 地 区

株式会社農協物流わかやま

・和歌山県